



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	達成半ばである

【総 評】

- 平成17年度末に分譲事業から撤退したところであるが、既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管などの残務事務があることから、今後とも県民の信頼を損なわないよう、必要最小限の経費で適切に残務事務（少なくとも瑕疵担保責任の義務の履行が必要である平成27年度までは法人として存続）を行っていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 役員は7名で、県職員及び土地開発公社専務理事（県派遣職員）が就任しており、全て県関係職員で非常勤である。 平成17年度末の分譲事業からの撤退により、全てのプロパー職員が退職したが、残務事務として分譲した住宅に対する瑕疵担保責任の履行事務等があるため、県庁内で県職員が兼務により対応する体制をとっている。 	
(2) 経営基盤の充実・強化	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、平成17年度に民間事業者等に全ての分譲資産を特別分譲して分譲事業から撤退したところである。今後も既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行義務があることと、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産を地元市町に移管する事務などがあり、県職員が兼務する形で効率的な運用を図ることとして、当分の間、住宅供給公社を存続するとしている。 事業収入がない中、基本財産を国債で運用した結果、124千円（平成20年度実績）の運用財産収入により平成20年度からは当期収支差額はプラスとなっている。 	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 役員数は7名で、改革期間中（平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。）人数に変動はなかった。職員数は、改革期間中は6名（平成19年度からは5名）で、県建築住宅課職員が兼務している。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 当法人の欠損等を補てんし、財務の健全化を図るとともに、今後の残務事務を円滑に執行するために運営費補助（今後10年間の残務整理業務に係る経費）を単年度（平成18年度）限りで行ったが、今後も繰越剰余金と基本財産（10,000千円）の運用等により業務を行うこととしており、更なる県の財政的支援の予定はない。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度までは県職員1名を分譲事業推進のため派遣していたが、分譲事業からの撤退に伴い、平成18年度からは行っておらず、同年度からは、責任の明確化、効率性の観点等から県建築住宅課職員6名が兼務で残務処理を行い、平成19年度からは兼務職員を1名削減している。今後とも業務量に応じた適切な人数、配置を行っていく必要がある。 県退職者については、役職員への就任はない。 役員は県職員及び土地開発公社専務理事（県派遣職員）が就任しており、全て県関係職員であるが、県が100%出資して設立した法人で、法人としての業務は、既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行義務があること、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産を地元市町に移管する事務などがあるのみであることから、その就任はやむ 	

を得ない。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示

【評 価：達成半ばである】

- ・ 経営情報について、県ホームページ（行政システム改革課の県出資法人のサイト）にて公表している。
- ・ 情報公開要綱を定めている。